第４９号議案

　　学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年６月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　学校教育職員の給与に関する条例（平成２０年品川区条例第２３号）の一部を次のように改正する。

　第１８条第３項中「６，４００円」を「１６，０００円」に改める。

　第３１条第２項中「７，９５０円」を「８，５７０円」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１８条第３項の規定は、令和４年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　改正後の条例第１８条第３項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

３　改正後の条例第１８条第３項の規定を適用する場合においては、改正前の学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

　（説明）学校教育職員の教員特殊業務手当および義務教育等教員特別手当の支給額を改める必要がある。